

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号
無申告加算税賦課決定処分取消請求上告及び上告受理事件
国側当事者・国（世田谷税務署長）
平成20年3月21日棄却・不受理・確定

決 定 事 項

上告人の上告理由が民事訴訟法312条1項又は2項（上告の理由）所定の場合に当たらず、申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項（上告受理の申立て）に規定する事件に当たらないとして、上告人の上告が棄却され、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（〇 〇）第● ●号、平成19年5月11日判決、本資料257号－100・順号10709）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（〇 〇）第● ●号、平成19年11月8日判決、本資料257号－210・順号10819）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

【決定】

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年3月21日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 中川 了滋

裁判官 津野 修

裁判官 今井 功
裁判官 古田 佑紀

当事者目録

上告人兼申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	石井 逸郎 ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	世田谷税務署長
	玉淵 光敏
同指定代理人	小茄子川 栄治